

平成29年7月九州北部豪雨で 被災された皆様へ

第2版

平成29年9月5日現在
(総合政策課作成)

平成29年7月九州北部豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
朝倉市では、災害に伴う様々な被害に対し、全力を挙げて早期復旧に努めてまいります。
この度は、被災された方向けの支援情報をまとめたチェックリストの第2版を作成しました。

支援メニューチェックリスト

支援メニューチェックリストとは？

被災された皆様への『支援情報』をまとめたものです。朝倉市や福岡県をはじめ、様々な機関から支援を受けることができます。災害から2か月経ち、復旧・復興に向けて、市役所等で何かお手続きをされる時、相談したい・手続きを知らなかった支援情報がないかを確認するためにご利用ください。1日も早く元の生活を取り戻すためにも、ぜひお役立てください。

(第1版と合わせてご利用ください。)

※チェックリストは今後随時更新され、内容が変更となる場合があります。

種別	チェック	項目	内容	問い合わせ先
全般（みんなのこと）				
在宅避難		【追加】 市外等に避難されている方をご存知ですか？	被災者に対する支援情報や広報を郵送でお届けしています。ご家族やお知り合いで市役所に避難先を知らせていない方がいる場合は、お声かけください。	人事秘書課 0946-22-1111
り災証明書		り災証明書は申請されましたか？	◆り災証明書の発行を受けると、どのようなことができるの？(※被害の程度によっては、受けられない支援もあります) ・税金や介護保険料の減免（減額や免除）ができます。 ・被災者生活再建支援金や義援金が受給できます。 （*被害程度や世帯状況によって受給額が異なります） ・生活再建のための公的書類（住民票、印鑑証明等）の手数料が無料になります。	税務課 0946-22-1111
		◆り災証明書とは、大雨などの自然災害で、住居が被害を受けた場合に、その被害の程度に応じて市が被害認定して発行する証明書のことです。※り災証明書は申請当日には発行できません。（市職員による現地確認が必要）	・住宅応急修理制度を利用できます。 （*被害程度や状況によって異なるので窓口にお尋ねください） ・災害援護資金を利用することも可能です。 ・民間金融機関から有利な条件で借入ができます。 ・災害保険による保険金を受け取ることができます。	朝倉支所 0946-52-1543
			他にも、さまざまな支援制度があります。手続きにおける、り災証明書は必ずしも原本でなくても良いものが多いので各窓口でお尋ねください。また、り災証明書の発行手数料、発行枚数の上限は、朝倉市にはありません。（無料です）	杷木支所 0946-62-1113
支援金・見舞金など		【追加】 災害見舞金などの手続きはご存知ですか？	◆災害による支援は、被害の状況や支援の種類によって、必要書類や支給額等が異なります。り災証明書またはり災届出証明書をお手元に持ってお問い合わせください。 ・【災害弔慰金】生計を同じにしていた家族がお亡くなりになった時 ・【災害障害見舞金】同一生計の家族が重度の障害を受けた時 ・【災害見舞金】全壊・大規模半壊・半壊の住家や人的被害を受けた時 ・【被災者生活再建制度】全壊・大規模半壊の住家被害を受けた時 ・【災害援護資金貸付】全壊・大規模半壊・半壊・家財1/3以上の住家被害を受けた時、世帯主が負傷した時 ・【生活福祉資金貸付】低所得、障がい者、介護等を要する高齢者の世帯の時 ・【母子父子寡婦福祉資金貸付】ひとり親世帯の時	福祉事務所 0946-22-1111

種別	チェック	項目	内容	問い合わせ先
全般（みんなのこと）				
衛生		【変更】 災害ごみを捨てる場所 はご存知ですか？	災害ごみは、午前9時から12時までと午後1時から4時までの間で、分別したものを受け入れています。 <u>各場所で受入できる曜日が異なります。ご注意ください。</u> ①環境センター南側ゲートボール場 受入曜日:土曜、日曜、月曜日 ②サンポート 受入曜日:平日（月～金曜 *祝日除く） ③杷木体育センター 受入曜日:水曜日以外（月～火曜日、木～日曜日） ※生ごみ、土砂、流木、解体業者による解体ごみは受入できません。 ※通常の可燃ごみ、資源・不燃ごみ、粗大ごみも受入できません。	環境課 0946-22-1111
		被災家屋の消毒は しましたか？	感染症予防のため、薬剤などを配付しています。あわせて業者による消毒も実施しています（住居や倉庫が対象）。お尋ねください。	
		土砂・流木の片づけは どうされていますか？	次の場所で土砂と流木の受け入れを午前9時から午後5時の間で行っています。 ※土のう袋に土砂を詰めている場合は袋から出してください。 【土砂】あまぎ水の文化村スポーツ広場、石成公園、林田工業団地 【流木】あまぎ水の文化村 第1駐車場、若市農村広場	建設課 0946-22-1111
復旧		復旧に向けてお手伝い が必要ですか？	家の片付けなど災害ボランティアの皆さんにお手伝いを依頼できます。「詳しい状況」「希望日時」「派遣人数」など、できるだけ地域でまとめてボランティアセンターにご相談ください。	朝倉市災害 ボランティアセンター 080-2300-3949 080-2300-3940
住居 支援		【一部追加】 住居についてのご相談 はされましたか？ 様々な支援があります。 住宅の被害状況によって、 手続きや支援内容が異なり ますので、ご相談ください。	県営住宅について	福岡県県営住宅課 092-643-3870
			◆市営住宅、応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ）について 空室情報・入居可能期間・家賃の免除など、ご相談ください。	都市計画課 0946-22-1111
			【一部追加】◆被災住家の応急修理、住居とその周辺の障害物の 除去、被災家屋の解体撤去について 被害状況や今後の居住等で支援が異なるので、ご相談ください。	(住宅相談窓口) 朝倉支所：52-2021 杷木支所：63-3077
			要配慮者（高齢者、認知症の方、障がい者、妊産婦など）の一時 的な宿泊場所について、相談を受け付けています。	健康課 0946-22-8571
			【追加】権利証等をなくされていませんか？法務局では被災した方から の土地または建物の登記（建物が損壊した場合の登記、土地の 境界の亡失）等に関する相談を受け付けています。	福岡法務局朝倉支局 0946-22-2455
			【追加】損害保険の保険証券をなくされていませんか？自然災害損 保契約照会センターで保険契約に関する照会ができます。	損害保険協会 0120-501-331
			【追加】損害保険の適用など保険内容については聞きたいときは？ 契約中の損害保険会社やそんぽADRセンターに相談ください。	そんぽADRセンター 0570-022-808
税金 等の 減免		税金・保険料・国民年 金等のご相談はされま したか？	減免、申告・納付などの期限延長について、ご相談ください。 ◆国税（所得税、消費税、法人税等） →税務署 0946-22-2720 ◆県税（個人事業税、不動産取得税、自動車等） →県税事務所 0942-30-1012、県税務課 092-643-3062	国、県税など税の種類 によって問い合わせ先が 異なります。左記の機関 まで連絡ください。
		様々な支援がありますので、 各窓口へご相談ください。	◆市税等（市県民税、固定資産税）の減免について 被害状況や去年の所得額によって支援が異なるので相談ください。	税務課 0946-22-1111
			国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、国民年金保険 料について減額や免除等ができることがありますので相談ください。	保険年金課 0946-22-1111
			介護保険料や介護サービス利用者負担額など、被害の状況によって 減額や免除等ができることがありますので相談ください。	介護サービス課 0946-22-1111

種別	チェック	項目	内容	問い合わせ先
ここからだにすること				
保健・医療		被災後、健康面の心配ごとがありませんか？	市や県の保健師や管理栄養士が避難所・在宅避難者を訪問しています。電話でも相談を受け付けています。	健康課 0946-22-8571
		各医療証等を失くされていませんか？	国民健康保険・後期高齢者医療制度・乳幼児医療証・ひとり親家庭等医療証・重度障害者医療証などの再発行や更新が出来ます。	保険年金課 0946-22-1111
			母子健康手帳を失くされた場合は、避難されている妊産婦の方や乳幼児の保護者の方からのお申し出で交付することが出来ます。	健康課 0946-22-8571
	【追加】医療費についてご相談はされましたか？	国民健康保険の被保険者の方は、入院にかかる一部負担金が、減額や支払猶予等ができることがあります。所得や預貯金額の基準がありますので相談ください。 後期高齢者医療制度の一部負担金が、減額や支払猶予等ができることがあります。損害保険の適用などで異なりますので相談ください。	保険年金課 0946-22-1111	
悩み相談		被災後、避難生活の中でお困りのことはありませんか？	避難所、避難先では、性被害・性暴力・DVなどが発生するリスクが高まります。仕事、地域、家庭のことやDVなど困っていることがあればご相談ください。	あさくら女性ホットライン 092-513-7337
				福岡県あすばる 092-584-1266 県配偶者からの暴力相談 (夜間・休日)092-663-8724
光熱、水など生活に必要なこと（ライフライン）				
上下水道		【一部変更】ご家庭の下水道や上水道設備にトラブルは起こっていませんか？	下水道は通常どおり使用できます。（朝倉地域の一部は仮復旧の状態です。）杷木地域での断水もほぼ解消されています。下水道や市が設置している浄化槽、上水道について、不具合が見つかった場合はご相談ください。	下水道課 0946-22-1119
		【一部追加】上下水道の使用料のことでご相談はされましたか？	災害発生から使用できなかった期間については、下水道や浄化槽、上水道の使用料が減免になる場合があります。ご相談ください。また、長期にわたって使用できない、または使用しない場合は、「休止届（下水道）」や「閉栓届（上水道）」を届け出ください。	水道課 0946-22-3274
公共料金等		公共料金（電気、ガス、電話等）のお支払等で何かご相談はありませんか？	電気料金は支払期日を延長できる場合があります。	九州電力営業所 0120-986-208
			火を使う前に、最寄りの販売店またはLPガス協会にご連絡ください。	福岡県LPガス協会 092-476-3838
			各電話会社において、電話料金の支払期限の延長等の支援措置を実施しています。（携帯電話でも同様の支援がありますので、お近くの販売店にお尋ねください。）	NTT西日本 (局番なし) 166 又は0800-2000-116
郵便		郵便物は届いていますか？	各避難所に転送届専用ポストを設置しています。お近くの郵便局窓口でも転送の手続きができます。お尋ねください。	甘木郵便局 0946-22-2677
ご家族にお子さまがいる方のこと				
子ども・教育		松末、志波小学校の保護者のみなさまへ	仕事やご家族の介護等で児童の保育ができない場合に、学童保育所での受入れを行っています。（杷木、久喜宮学童保育所）	子ども未来課 0946-22-1111
		被災後、お子さんのことで相談がありませんか？	家庭児童母子相談員がお子さんについての心配や悩み事の相談に応じます。電話相談も可能です。	(相談窓口直通) 0946-22-1112
		【一部追加】学用品について	被災により学用品が喪失または汚れて使えなくなってしまったお子さまに、教科書や文房具、通学用品（運動靴・体操着等）を支給します。通学中の学校へ申請書の提出が必要です（準備中）。	教育課 0946-22-2333
ご家族に要配慮者（高齢者・障がい者）がいる方のこと				
福祉		介護施設利用のことで悩んでいませんか？	介護保険施設、養護老人ホーム、軽費老人ホームの利用料の減免、また、居宅サービスの自己負担分の減免を受けられる場合があります。その他、お困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。	介護サービス課 0946-22-1111
		障がいについて、何か困っていませんか？	総合相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。	福祉事務所 0946-22-1111

種別	チェック	項目	内容	問い合わせ先
農林漁業や会社勤め、事業の経営などのお仕事をしている方のこと				
農林漁業		農業関係の「り災証明書」のこと	農業施設機械（パイプハウス、トラクター等）の被害を受けた方に対して、「り災証明書」を発行します。今後、農業関係の補助事業により復旧を実施する際に必要となるものです。	農業振興課 0946-52-1427
		【追加】 農林業に関する支援の相談されましたか？	農業、林業に関する融資、共済、災害復旧工事等についての支援を行っています。ご相談ください。	朝倉農林事務所 0946-22-2730
		【追加】 農業技術について相談されましたか？	農業の技術対策についての支援を行っています。ご相談ください。	朝倉普及指導センター 0946-22-2551
		【追加】 農林漁業の災害復興資金を相談するには？	被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等についての相談窓口を設置しています。	日本政策金融公庫福岡支店 092-451-1780 農林中央金庫福岡支店 092-271-2113
		【追加】 農業共済に加入されていませんか？	農業共済（NOSAI）に加入されている方は、災害により収穫の減少等があった場合、共済金が支払われます。詳しくは、お尋ねください。	NOSAI筑後川流域 0946-22-3645
お仕事について		【追加】 被災により転職を検討されていますか？	お仕事探し全般の相談を受け付けています。転職または新たに就職することを検討している場合はご相談ください。	ハローワーク朝倉 0946-22-8609
		勤務先が被災して休業したため離職することになっていませんか？	一時的に離職しなければならなくなったが、また同じ会社で働けることが予定されている方でも、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。（雇用保険加入状況など条件がありますのでお尋ねください。）	ハローワーク朝倉 0946-22-8609
		雇用保険失業給付を受給中ですか？	指定された認定日にハローワークに行けない（行けなかった）ことがある方は、失業の認定日を変更することができます。お尋ねください。	ハローワーク朝倉 0946-22-8609
事業主の方		【一部追加】 経営のことで、何か困ったことはありませんか？	資金融資・貸付制度等、ご相談ください。 また、9月からの毎週月曜日に「被災中小企業者等のためのワンストップ窓口」を定期的実施しています。資金繰りや雇用維持など、経営全般にわたる相談を受け付けます。（事前予約不要・相談無料）	朝倉商工会議所 0946-22-3835 朝倉市商工会 0946-52-0021 商工観光課 0946-52-1428
		従業員の方を一時離職させたり休業させたりしていませんか？	会社が被災したことで従業員の方を一時離職させた場合の失業給付の特例措置や、大雨被害に伴う経済的理由により休業させた場合に支払う休業手当について、助成を受けられる場合があります。	ハローワーク朝倉 0946-22-8609 福岡助成金センター 092-411-4701
その他				
生活支援		市が発行する証明書が必要なときは？	り災証明の提示により各種証明書の発行手数料が減免されます。（車などを購入するときの印かん証明、生活再建のための各種手続きに家族状況や課税状況を証明する住民票や税証明など）	税務課 0946-22-1111 市民課 0946-22-1111
		交通手段がなくなっていますか？	運転免許証再交付の手数料の免除申請ができます。	県運転免許試験課 092-565-9493
			被災された方にコミュニティバスの利用回数券を交付しています。	防災交通課 0946-22-1111
	大事なものが見つからない時は？	被災拾得物をお預かりしています。お尋ねください。	朝倉警察署 0946-22-0110	
その他		【追加】 弁護士に相談したいことはありませんか？	災害に関するさまざまな法律相談を受け付けています。無料の電話相談や、災害ADR（弁護士があっせん人として当事者双方の話を聞き、話し合いで円満な解決を図る調停の制度）等を行います。	福岡県弁護士会 （面談相談） 0570-783-552 （電話相談） 092-753-6364
		片づけの時、古いものを見かけましたか？	古文書や掛け軸等、被害にあった文化財（古いものであれば価値が不明でも可）は、捨ててしまう前に、一度ご連絡ください。	甘木歴史資料館 0946-22-7515